

小豆島ショッピングセンター (No.1257)

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和5年6月23日 香川県知事 池田 豊人

1 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所	名称 DCM株式会社 住所 東京都品川区南大井六丁目22番7号 名称 株式会社マルヨシセンター 住所 高松市国分寺町国分寺367番地1 名称 株式会社レデイ薬局 住所 愛媛県松山市南江戸四丁目3番37号 名称 アイル・パートナーズ株式会社 住所 高松市花園町一丁目2番11号 名称 株式会社パリミキ 住所 東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号																																																
大規模小売店舗の名称及び所在地	名称 小豆島ショッピングセンター 所在地 小豆郡土庄町湊崎1447番1 ほか																																																
変更した事項	(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 【変更前】 <table border="1" data-bbox="469 875 1388 1299"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>住所</th> <th>代表者氏名</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>DCMダイキ株式会社</td> <td>愛媛県松山市美沢一丁目9番1号</td> <td>小島 正之</td> <td></td> </tr> <tr> <td>株式会社マルヨシセンター</td> <td>高松市南新町4番地6</td> <td>佐竹 克彦</td> <td></td> </tr> <tr> <td>株式会社レデイ薬局</td> <td>愛媛県松山市南江戸四丁目3番37号</td> <td>三橋 信也</td> <td></td> </tr> <tr> <td>アイル・パートナーズ株式会社</td> <td>高松市花園町一丁目2番11号</td> <td>真鍋 康正</td> <td></td> </tr> <tr> <td>株式会社三城</td> <td>東京都中央区銀座一丁目7番7号</td> <td>澤田 将広</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> 【変更後】 <table border="1" data-bbox="469 1368 1388 1962"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>住所</th> <th>代表者氏名</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>DCM株式会社</u></td> <td><u>東京都品川区南大井六丁目22番7号</u></td> <td><u>石黒 靖規</u></td> <td>R3.3.1 吸収合併</td> </tr> <tr> <td>株式会社マルヨシセンター</td> <td>高松市国分寺町国分寺<u>367番地1</u></td> <td>佐竹 克彦</td> <td>R2.1.15 住所変更</td> </tr> <tr> <td>株式会社レデイ薬局</td> <td>愛媛県松山市南江戸四丁目3番37号</td> <td><u>白石 明生</u></td> <td>R元.7.30 代表者変更</td> </tr> <tr> <td>アイル・パートナーズ株式会社</td> <td>高松市花園町一丁目2番11号</td> <td><u>本多 武治</u></td> <td>R4.6.1 代表者変更</td> </tr> <tr> <td>株式会社<u>パリミキ</u></td> <td><u>東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号</u></td> <td><u>恒吉 裕司</u></td> <td>H30.12.1 住所変更 R4.4.1 名称変更 R5.4.1 代表者変更</td> </tr> </tbody> </table> (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	名称	住所	代表者氏名	備考	DCMダイキ株式会社	愛媛県松山市美沢一丁目9番1号	小島 正之		株式会社マルヨシセンター	高松市南新町4番地6	佐竹 克彦		株式会社レデイ薬局	愛媛県松山市南江戸四丁目3番37号	三橋 信也		アイル・パートナーズ株式会社	高松市花園町一丁目2番11号	真鍋 康正		株式会社三城	東京都中央区銀座一丁目7番7号	澤田 将広		名称	住所	代表者氏名	備考	<u>DCM株式会社</u>	<u>東京都品川区南大井六丁目22番7号</u>	<u>石黒 靖規</u>	R3.3.1 吸収合併	株式会社マルヨシセンター	高松市国分寺町国分寺 <u>367番地1</u>	佐竹 克彦	R2.1.15 住所変更	株式会社レデイ薬局	愛媛県松山市南江戸四丁目3番37号	<u>白石 明生</u>	R元.7.30 代表者変更	アイル・パートナーズ株式会社	高松市花園町一丁目2番11号	<u>本多 武治</u>	R4.6.1 代表者変更	株式会社 <u>パリミキ</u>	<u>東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号</u>	<u>恒吉 裕司</u>	H30.12.1 住所変更 R4.4.1 名称変更 R5.4.1 代表者変更
名称	住所	代表者氏名	備考																																														
DCMダイキ株式会社	愛媛県松山市美沢一丁目9番1号	小島 正之																																															
株式会社マルヨシセンター	高松市南新町4番地6	佐竹 克彦																																															
株式会社レデイ薬局	愛媛県松山市南江戸四丁目3番37号	三橋 信也																																															
アイル・パートナーズ株式会社	高松市花園町一丁目2番11号	真鍋 康正																																															
株式会社三城	東京都中央区銀座一丁目7番7号	澤田 将広																																															
名称	住所	代表者氏名	備考																																														
<u>DCM株式会社</u>	<u>東京都品川区南大井六丁目22番7号</u>	<u>石黒 靖規</u>	R3.3.1 吸収合併																																														
株式会社マルヨシセンター	高松市国分寺町国分寺 <u>367番地1</u>	佐竹 克彦	R2.1.15 住所変更																																														
株式会社レデイ薬局	愛媛県松山市南江戸四丁目3番37号	<u>白石 明生</u>	R元.7.30 代表者変更																																														
アイル・パートナーズ株式会社	高松市花園町一丁目2番11号	<u>本多 武治</u>	R4.6.1 代表者変更																																														
株式会社 <u>パリミキ</u>	<u>東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号</u>	<u>恒吉 裕司</u>	H30.12.1 住所変更 R4.4.1 名称変更 R5.4.1 代表者変更																																														

【変更前】			
名称	住所	代表者氏名	備考
DCMダイキ株式会社	愛媛県松山市美沢一丁目9番1号	小島 正之	
株式会社マルヨシセンター	高松市南新町4番地6	佐竹 克彦	
株式会社レディ薬局	愛媛県松山市南江戸四丁目3番37号	三橋 信也	
アイル・パートナーズ株式会社	高松市花園町一丁目2番11号	真鍋 康正	
株式会社三城	東京都中央区銀座一丁目7番7号	澤田 将広	
【変更後】			
名称	住所	代表者氏名	備考
<u>DCM株式会社</u>	<u>東京都品川区南大井六丁目22番7号</u>	<u>石黒 靖規</u>	R3.3.1 吸収合併
株式会社マルヨシセンター	<u>高松市国分寺町国分寺367番地1</u>	佐竹 克彦	R2.1.15 住所変更
株式会社レディ薬局	愛媛県松山市南江戸四丁目3番37号	<u>白石 明生</u>	R元.7.30 代表者変更
アイル・パートナーズ株式会社	高松市花園町一丁目2番11号	<u>本多 武治</u>	R4.6.1 代表者変更
株式会社パリミキ	<u>東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号</u>	<u>恒吉 裕司</u>	H30.12.1 住所変更 R4.4.1 名称変更 R5.4.1 代表者変更
株式会社ヤマダデンキ	<u>群馬県高崎市栄町1番1号</u>	<u>上野 善紀</u>	R2.4.1 入店
変更の年月日	上記記載のとおり		
変更する理由	上記記載のとおり		

2 届出年月日 令和5年6月12日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間
 縦覧場所： 香川県商工労働部経営支援課 及び 土庄町商工観光課
 縦覧期間： 令和5年6月23日から令和5年10月23日まで

4 意見書の提出
 法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内（令和5年10月23日）に次の提出先に提出することができる。
 なお、提出された書面については、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び土庄町商工観光課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

記載すべき項目

- ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
- ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- エ 意見の内容

小豆島ショッピングセンター (No.1257)

提出先

〒760-8570 高松市番町四丁目1番10号

香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ